

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：京都地方裁判所第2刑事部で裁判長をしております齋藤です。どうぞよろしくお願いたします。今日は、お忙しい中、この意見交換会に御参加いただきどうもありがとうございます。

裁判員制度が施行されて、今年の5月で10周年を迎えることになります。幸い、裁判員裁判は、国民の皆様の御協力のもと、おおむね順調に運営をされております。そうは申しましても、まだまだ10年ということですので、今後はこれまでに出了課題を検討し、克服し、さらなる進化を遂げる必要があるというふうに考えております。そのためにも、裁判員裁判に裁判員あるいは補充裁判員として参加していただいた皆様に、直接御意見や御要望等を伺うことはとても大事なことだと思っております。

今日は、分かりやすい審理・評議の在り方、裁判員裁判により多くの方が参加しやすくするための方策というテーマを設定させていただいています。

まず、皆様が関与された裁判員裁判の審理や評議のあり方について、よかった面についても、悪かった面についても、皆様から率直な御意見を伺いたいと思っています。

次に、裁判員裁判に、より多くの方が参加していただくためには、どのような方法が考えられるかについて、是非、皆様のお知恵をお借りできればというふうに考えています。

最近、新聞でも報道されておりますので、御存知の方もいらっしゃると思えますけれども、裁判員候補者の辞退率が上昇して、選任手続期日への出席率が低下しているということが問題になっております。その原因として考えられるところや、その対策について、皆様がお考えのところを是非お聞かせいただけたらと思

います。それを参考にしまして、何らかの手当ができれば良いなと考えております。

本日は、裁判官、検察官、弁護士が、この座談会に参加いただいております。一言ずつ自己紹介をお願いします。

柴山裁判官：第3刑事部の柴山と申します。去年の4月に京都に転勤で参りまして、裁判員裁判等を担当しております。今日は、是非とも、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

渡部検察官：京都地方検察庁で検察官をしております、渡部と申します。昨年4月に京都に参りまして、第3刑事部の立会い検事として、裁判員裁判等を担当しております。他の地方におりました時も、このような意見交換会に一、二度出席させていただいたことがございまして、その時に、参加者の皆様方から大変率直で貴重な御意見を賜ったことを記憶しておりまして、その後の仕事にとっても参考になりました。今日も、そのようなお話をたくさんいただけるものだというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

遠山弁護士：弁護士の遠山と申します。京都弁護士会の刑事委員会の委員長をしております。個人的には、裁判員裁判の当初から関わっておりまして、10年間で30件弱担当させていただきました。今は、後輩の育成に力を入れ始めておりまして、できれば、今日、皆さんから、たくさん御意見をいただいて、後輩の育成に生かしていきたいと思っております。よろしく願い致します。

2 裁判員を経験した感想

司会者：それでは、まずは、裁判員あるいは補充裁判員として参加して、こんな感想を持ちましたというようなところを、お話しいただけたらなというふうに思っています。

1番の方の事件は、自らは手を下さなかったのだけれども、殺人を立案して、以前からの知り合いである共犯者1名を引き入れて、殺害を指示するなどして、

共犯者が被害者を殺害した事件であったと聞いています。何か、印象に残っていることとかありますか。

裁判員経験者 1：非常に、勉強になったというのがありますね。

裁判員、補充裁判員も含めてですけども、最初は緊張しましたが、いろんな話をする中で、他の裁判員の方について、前から知ってる人じゃないかなというような印象に、だんだん変わってきました。また、裁判官を始め、裁判員の方にも本当に的確にいろいろアドバイスをいただきまして、勉強させていただきました。ただ、遅刻してはいけない、休んではいけないというすごいプレッシャーの中、やっていましたので、仕事がほとんど溜まった状態で、終わった後のひずみが大変でしたけど、それ以外は非常に充実した時間を過ごさせていただきました。

司会者：続いて、2番の方の事件は、被告人が妻から相当期間にわたって繰り返しいろいろ責められて、うっぷんを募らせていたところ、犯行当日にも親族の悪口を言われたので、激高して妻を包丁で刺し殺した事件であったと聞いています。いかがでしたが。

裁判員経験者 2：最初、裁判員に選ばれたとき、どういう事件を扱うのかなっていう不安はあったのと、実際には殺人事件ということで、自分が量刑を決める一員になる、責任を持つということがちょっと重いのかなと思っていましたが、実際に、参加をしてみた結果、自分も非常に勉強になったところがありました。

男女とか年齢も違う方がいる中で、それぞれの裁判員で選ばれた方の意見というのが、同じ事件でも意見が違った場面もあって、見識を広げるいい機会になったなというのが感想です。

司会者：続いて、3番の方の事件は、1番の方の事件の共犯者として、直接手を下したのかどうかということと車両を燃やしたことに関与したかのかどうか問題になった事件と聞いていますけれども、裁判員になられた感想等をお話してください。

裁判員経験者 3：私はもともと裁判員裁判にすごく興味がありまして、気持ちの中でチャンスがあればやってみたいなと思っていました。選任手続に来て、自分の番号が呼ばれたときは、半分やりたい気持ちもありながらも、やっぱり実際選ばれたときの重みというのは、本当に今でも忘れられません。

裁判といっても、ドラマの中で見るとは違いますし、実際の流れなんかもすごく勉強になりました。

ニュースで裁判員裁判が始まるとかいうニュースを見ると、すごく興味を持って見るようになりました。今までは、被害者側でニュースを見てたんですけども、やっぱり、裁判員の方が、どういう話合いをしてるんだろうっていう側に立って、ニュースとかワイドショーを見るようになりました。これは裁判員を経験した者でないと、わからない感情だろうなって思っています。

あとは、控室というか休憩室なんかも、重々しいのかなと思ってたんですが、皆さん同じ目標に向かってやっていますので、和気あいあいとしてましたし、連帯感というのはすごくありました。

司会者：続いて、4番の方の事件は、ちょっと特殊な事件で、町中のビルの中で大麻を水耕栽培したことが、大麻を栽培することを業としたと言えるかどうかという事件だったと聞いています。感想等があれば、何かお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 4：刑事裁判というものの仕組みが、全てではないですけども、分かるようになりました。

それと、裁判長、裁判官、検察官、弁護人の方も説明が非常に具体的で、内容を理解しやすかったです。

今回、参加した後、自分の職場で、高校3年生の現代社会の中で、裁判員裁判に出た感想やどのようなことをしたのか話しました。40分から50分ぐらい、簡単な説明をして、生徒とディスカッションをしました。

司会者：本当に、講義を受けた高校生って幸せだなというふうに思います。遠山弁護士も若手の育成ということをおっしゃってましたけど、やはり裁判員も、そういう若い方に興味を持ってもらうということはとても大事だと思います。

続いて、6番の方の事件は、3番の方と同じ事件でした。どうぞよろしく願います。

裁判員経験者6：結論的に言いますと、裁判員になってよかったという感想です。

大変よかったと思います。70歳以上は辞退できるということが書いてあったのですが、辞退せずに結果として選ばれました。それまで、全くといっていいほど、裁判に興味ありませんでした。しかし、実際、自分が携わってみると、先ほど3番の方もおっしゃいましたけれども、それ以降にマスコミで取り上げられる裁判員裁判に関して、非常に詳しく記事を読むようになりましたし、裁判員の気持ちも忖度するようになりました。そういう意味で、大変いい経験をさせてもらったというふうに思っています。

ただ、法律に関しては素人ですので、随分分からないことがありました。例えば、私の携わった事件では、共同正犯というのが一つ大きなポイントでありました。共同正犯という言葉も聞いたことなかったもので、それを教えてもらいながら、審理・評議していきましたが、やっていけるもんだなというふうに思いました。

私が携わった事件は、14日間裁判所に出向くものでした。最初の半分ぐらいは法廷の審理で、残りの半分ぐらいが評議でした。最初、予定表を見たときに、なぜこんな評議時間を長いこととっているのか、率直な疑問としてあったんですが、結果を見ますと、それでも足りないぐらいだなと感じました。それほど、評議するという、重さ、大切さというのを改めて知ったということです。

あと、裁判員になることは、犯罪の抑止力になるんじゃないかとも、つくづく思いました。自分が裁かれる立場に絶対立ちたくないなというのを実感しました。そういう意味で、やはり、裁判員になってよかったなという一つのポイントでも

あります。

司会者：続いて、7番の方の事件は、先ほどの4番の方と同じ事件でした。何か御感想等ありますでしょうか。

裁判員経験者7：三権分立と言われている中で、司法というのは、一番馴染みがなく、こういう裁判員裁判に参加させていただいて、とても新鮮な気持ちがありました、自分の人生経験の中で、全然関わったことのない経験をしたなというふうに思っています。

特に、最初、法廷に立ったときに、この厳粛な雰囲気というか、重厚な雰囲気というか、厳かな雰囲気というのがとても印象に残りまして、これは、すごくいい経験をさせていただいたなというふうに思っています。

司会者：それから、8番の方の事件ですが、スプレー缶を室内で破裂させて、天井を壊してしまったという事件であったと聞いていますが、何か御感想等がありますか。

裁判員経験者8：ちょうど1年前の3月に裁判員裁判に参加させてもらったんですけど、責任能力の有無についての精神鑑定について、二人の医師が法廷で説明されたんですけど、すごく難しかったです。やっぱり、法律の専門用語もあるし、医療の専門用語もあって、頭の中がいっぱいになりました。

量刑についてもやっぱり、すごく相談する時間がちょっと短かったかなっていうのを感じました。

でも、全体を通して裁判に参加することができて、率直によかったと思っています。

司会者：どうもありがとうございました。

3 分かりやすい審理・評議の在り方①〈冒頭陳述〉

司会者：それでは、分かりやすい審理・評議の在り方に入っていきたいと思います。

まず、冒頭で検察官、弁護人から冒頭陳述というのがあったと思います。どな

たからでも結構ですけれども、冒頭陳述で、この審理がどういうことが中心にやられ、我々としてはどういうことに一生懸命、力を注げば良いかっていうようなことが、分かるような冒頭陳述であったかの点で、お考えを言ってくださる方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者 6：わかりにくさというのはなかったと思うのです。書類をいただきましたので。それを見ていると、検察官の主張したいこと、あるいは弁護人の主張したいことがよくわかったと思うのですが、感じたことを申し上げますと、弁護人も検察官もメリハリを持ってしゃべられたほうがいいんじゃないかと思えます。ぼそぼそと言われると、どうも拍子抜けするというか、余り迫力がない。主張に迫力がない。そんな感じを持ちました。

司会者：ほかに冒頭陳述に関して御意見ある方はいらっしゃいますか。

裁判員経験者 1：初めて法廷に入って、お辞儀をして、緊張の連続で始まるのですが、そのときに検察官の方がレジメとメモができる用紙を配られてずっと話をしました。それを必死でメモするのがもう目一杯でした。その日はもうメモするだけで終わった感じはしますね。最初にもうちょっとこんな雰囲気ですよというのをちょっと事前に知らせていただくと、ちょっとよかったかなと思います。

司会者：1番の方がメモを一生懸命とられたというのは、冒頭陳述の書面で文書になっていないものでも、メモをするということがあったということですが、そのあたりは普段何か裁判官としてアナウンスされてますか。

柴山裁判官：メモをしなくていいというふうにはよく説明します。検察官も弁護人も簡単なペーパーに基づいてわかりやすくやってくれますので、まあ聞いていただければいいですよというような感じでは説明しています。ただ、もしかしたら冒頭陳述のときにその書面にして言う内容がむちゃくちゃ多かったとか、そんなことだったらちょっと不安になりますよね。冒頭陳述はできるだけ簡潔にやっていただいて、聞けば大体分かるような感じでやっていただければ一番いいのか

などと思います。

司会者：ありがとうございます。検察官あるいは弁護人の立場から、冒頭陳述について、是非お尋ねしたいということは何かございますかね。

渡部検察官：冒頭陳述を立証する立場の検察官が、どのように最初にやるかということについてはいつも悩んでいるところです。事件の中でも、事件の事実自体の争いがなくて量刑の問題になっている事件、いきさつもシンプルな事件もあるでしょうし、いきさつ自体がかなりややこしい事件もあるでしょうし、あとは完全にその当事者の主張が対立していて、事実の認定からしないといけないという事件も多分あると思います。それぞれその審理の時間も違いますしやることも違うので、検察官としてはその事件の顔にあったような冒頭陳述をしたいというので努力はしているのです。ただ、どうしても争いがある事件に関してはどこまで情報量を差し上げたらいいかというのは本当にいつも悩ましいところで、最初の段階から余りにも情報が多いと、恐らく情報の処理が難しくなるだろうというふうには思っているのですが、余り短過ぎると肝心な情報をお伝えしないという事態になってしまう可能性もあるのではないかと思います。そこで、いつも悩むところなのです。大体10分ぐらいから長い冒頭陳述で30分ぐらいのときもあります。御経験として大体その集中力としてですね、どれぐらいの時間続くものなのか。あとは、その今言った事件の顔に応じた冒頭陳述という点で、何かこういうふうにしてもらったほうがいいということがありましたらお伺いしたいと思います。

司会者：どうもありがとうございます。弁護士の方から何かお聞きになりたいことがございますか。

遠山弁護士：1番の方がおっしゃった事件の記録を見ていますと、恐らくこの事件の弁護人はペーパーを配らずにしゃべり出して、後から配ってるんだと思うのですね。裁判員裁判に対応した形での内容になってなかったのかなど。早速反省材

料いただきまして、ありがとうございます。

司会者：今、検察官から御質問があって、集中力ってどのくらい持ちますかという
ようなお話を受けて、何か御意見等がありましたらお願いします。

裁判員経験者 3：今、冒頭陳述に関しては、先ほど1番の方とは違って最初からち
ゃんと書類をいただいていたので、何かその意識が切れるとか、何をおっし
ゃってるのか分からないというのは、私は全くなかったです。今からそういうこ
とが争われるんだなということが分かりました。一番混乱したのは、弁護人のほ
うから無罪を主張されて、初めての者としたら真っ向意見が違うというところで、
話が前に進むのかっていう不安がすごく記憶に残りました。検察官の方とか弁護
人の方が読み上げた内容に関しては、何を言ってるのかなとかっていう疑問は全
くなかったっていうのが感想です。

司会者：他には何かありますか。

裁判員経験者 7：私が担当した事件は、割と争点をはっきりしてた事件でして、そ
れぞれ検察側も弁護側も事前の準備が非常によくできていて、まとまっていた印
象があります。事前にかなり打ち合わせされてるんだらうなというふうに思いま
した。

司会者：8番の方は争点が難しかったっていうお話がありましたけども、このあた
りが争点になりそうだな、争いになってるんだなというようなところは、冒頭陳
述で掴めたという感じですか。

裁判員経験者 8：冒頭陳述自体は、結構簡潔にまとめられていると思いましたね。
裁判員裁判用の資料っていうのが作られていると感じ、納得できたものでした。

司会者：冒頭陳述に関して他の方がいかがですか。

裁判員経験者 4：7番の方と同じ事件だったのですけれども、非常にわかりやすく、
争点というのがはっきりしていました。検察官からも弁護人からも、非常に丁寧
な資料を提供していただいたおかげだと思っています。

4 分かりやすい審理・評議の在り方②<証拠調べ>

司会者：それでは、証拠調べに入ってからのことですが、少し証拠が足りなかったんじゃないかとか、あるいはもうちょっと証人がいたほうがよかったんじゃないかという問題と、中身がわかりやすかったのかという問題があると思います。証人尋問は本当にわかりやすかったのか。検察官の質問、弁護人の質問は、冒頭陳述で話をしていたことが、きちんと聞けてたのかどうかという点で何か御感想ありませんか。

裁判員経験者 1：それは、弁護人側、検察側もできていたと思います。ただ、先ほども少し言いましたけど、早くしゃべられたりすると、もうどこを話しているのか分からなくなることもありました。

司会者：ほかの方は、いかがですか。

裁判員経験者 6：私の携わった事件では証人の方が非常に多かったです。それは必然だと思いました。検察官の方も弁護人の方も自己の論理を立証するために呼ばれるわけですし、多かろうが少なかろうがそれはよかったと思うのですが、ひとつ感じたのが、弁護人の方が証人が証言されていることが、公判で言っていることと、捜査段階で言っていることが違うじゃないかということを示すために、一々こう捜査段階の供述調書をプロジェクターに映したりされてたのですが、それが煩わしかったです。ただ、一生懸命主張をされているという中ですので、内容は理解はしていました。

司会者：それが、証人尋問の少し流れを妨げてたんじゃないかというようなことですかね。ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者 3：先ほどの方と同じ事件だったのですがけれども、検察官の方とか弁護人の方の話の進め方とか、話し方ですごく印象が悪くとられてしまうことがあったと思います。私たちの場合、その弁護人の方が若い方で、お二人おられたのですが、段取りが悪いのか、二人で書類を見ながら法廷で打ち合わせをする場面

が多々あり、その間、関係者が待たされている場面がすごく多かったです。その煩わしさがだんだんそのイライラに変わってきて、最終的にはそのことは全くその量刑には関係ないのですけれども、イメージが悪くなるというか、何か印象が悪くなってしまったというのが、ちょっと残念なところでした。検察官の方に関してはスムーズにされてたなっていうのが印象としてあります。

司会者：ありがとうございます。証人尋問のお話が続いているんですけども、特に8番の方は、精神科医の証人がお二人来られて、それに基づいて判断しなければいけないということで難しい局面があったと思います。精神科医の二人の証言、これはお聞きになっててどんな感想をもたれましたか。

裁判員経験者 8：そうですね、キャリアも全然違うということで、もう精神鑑定のやり方自体も全く違うんです。もちろん結果も違うから、それを素人の裁判員が専門的なことを判断しなければいけないという、難しさがありました。病名とかも出てくるんですけど、専門用語の説明が欲しかったなということは思いました。

司会者：証人尋問は最初にパワーポイントで講義みたいにやったださって、それから検察官、弁護人が聞いて、さらに裁判員の皆さん、あるいは裁判官が聞くというスタイルだったんですか。

裁判員経験者 8：お二人ともパワーポイントを使用していました。

司会者：パワーポイントでまずプレゼンテーションみたいなことをやったださって、それで補充的にそれぞれが聞くという形だったんですかね。

裁判員経験者 8：はい、そうです。

司会者：それで、こういうやり方は分かりやすいのか、あるいはやっぱり一問一答で答えてくださったほうが分かりやすいのかっていうようなことは、何か御感想等ありますか。

裁判員経験者 8：医師によって分かりやすい医師と分かりにくい医師みたいに分かれてましたが、専門的なことなので、やっぱり複雑な言葉のほうが多かったですね、

感じとしては。

司会者：そこの分かれ目というのは、やっぱり何かパワーポイントの内容とか、あるいは話し方とかが関係していますか。

裁判員経験者 8：片方はカラーで、片方は白黒だったと思います。

司会者：あと文字の数とかも違いましたか。

裁判員経験者 8：違いますね。医師もやっぱり検察官側の医師みたいな感じと、弁護人側の医師みたいな感じの出廷されている感じでした。

司会者：なかなかやっぱりそういう専門用語が出てきたりして、難しい印象をもたらしたということなんですかね。

裁判員経験者 8：医療の専門用語もあるじゃないですか。それとは別に法律の専門用語、2種類あって難しかったですね。

司会者：そのあたり、何かこんなふうにしたらもっとわかりやすいかなというような、専門用語を事前に辞書みたいな形で一覧表みたいにしてくださってたらわかりやすかったかなとか何かございますか。

裁判員経験者 8：そういうのがあったら助かってたかもしれないですし、精神鑑定なんで、2人の医師とも多分資料も結構厚いんですよ。それを審理する時間がちょっと短かったかなというのがありました。

司会者：証拠調べのボリューム、それもちょっと全体的に短かったかなというイメージを8番の方はお持ちですかね。

裁判員経験者 8：僕にはそう思います。

司会者：専門家証人は確かに1人出てきてもなかなか難しいのに、2人を比べなければいけないという8番の方の事件は余計に難しかったのかもしれないですね。

遠山弁護士：医師2人並べて同じ質問をしたりとかいうこともあったんですか。

裁判員経験者 8：1人ずつでした。ただ、片方の医師が片方の医師を否定するみたいなことを何かあったような感じはありました。

遠山弁護士：なるほど。ありがとうございます。

司会者：なかなか専門家証人は今おっしゃってくださったように難しいというのがよく分かりました。検察官，弁護人の方いろいろ工夫をしていただいた上でのことだと思いますので，内容自体が精神鑑定ということで難しいこともあるのかもしれませんがね。

4番の方の事件では，もうちょっとこの証人聞いてほしかった，聞かせてほしかったなとかいうことはありましたかね。

裁判員経験者4：全体的に時間がちょっと短かったような感じはあります。

司会者：もう少しゆっくり考える時間を残しながら調べたほうが良いかなという感じですかね。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：「業として」ということが何なのかっていうのがとても難しかった事件だったんですけども，何となくイメージをもっていただけたのか，なかなか難しかったのかっていうようなところはどうですか。

裁判員経験者7：最初の検察側のほうでいろいろパワーポイントで提示していただいたときに，「業として」というのはこういうことですよって説明が入ったと思います。非常にわかりやすかったと思います。あと，それについても弁護側も意見を言うし，パワーポイントでいろいろ提示されたのでわかりやすかったというふうに思っています。

司会者：3番の方と6番の方の事件も4番の方と7番の方の事件も主犯とされてる方が証人として来ませんでした，何か感じられたことはありますか。

裁判員経験者6：裁判の必然性がなかったから検察官も弁護側も呼ばれなかったんだと理解してます。ただ，顔は見たかったなと思いました。

司会者：イメージをもって判断したかったというところですか。

裁判員経験者6：その人がいなかったら殺人事件は起こってないんですよ。した

がって、僕が一番重要人物だというふうに理解してましたので、その人がどんな顔、姿をしてるのかというの見たかったというのあります。

裁判員経験者7：私の担当した事件では、共同正犯で、一番中心になる人じゃない人の裁判だったので、一番中心になる人っていうのが、結局証人でも出てこなかったし、その部下の人が証人で出てきたりしていたので、そういう意味では確かに一番大もとの人がどんな人なんだろうなっていうことはちょっと気になりました。

司会者：そのあたりは恐らく検察官がいろいろなことを考えて証人尋問をされてるんでしょうけれども、何かそのあたりで実情みたいなことが分かれば教えていただければなというふうに思うんですけども。

渡部検察官：それぞれの事件によっていろいろ判断しないといけないなということはあるって、こちらとしては必要かどうか、その犯罪事実ということを立証するために必要かどうかという点から考えています。例えばの話ですけど、何人かで事件を起こして、一番リーダーだった人がいたとします。そのリーダーみたいな人が一部ではあっても当人自身が事実については争っているとしても、それぞれの仲間同士の役割分担とか、やったことについて何らかの事情を知ってる部分を持っているとすれば、証人として証言を得ておくという判断をすることも多分あるとは思いますが。他方、全く身に覚えがないと言って、ほかのA、B、C、Dいたとして、他の者が、Cのことは知らないし、一緒に話をしたこともないし、ましてそんな悪いことを一緒にやったこともないというようなことで全否定してするような人がいたとします。そういう人をお呼びしたとしても恐らく「私は知りません。こんな人は知りません。何も知りません。」でおしまいになってしまうというところがあって、そういうことになってしまうと、呼ぶことについては意味があるかどうかという点から言いますと、見送るという方向にも傾くのかなという感じです。そういうことを考えながら判断をしていくというところでしょう

か。

司会者：2番の方は先ほど量刑が争点になるということでしたよね。いろいろな経緯がどうもあった事件のようなんですけれども、そのあたりの経緯をどういうふうに量刑に反映させるかどうか、この点が一番悩ましかったのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりは何か御感想もたれていますか。

裁判員経験者2：被告人質問でいろいろ聞かせていただいく中で、本人に聞いてもそのときのことを覚えていない、分からないというような返答が結構あったりとかして、じゃあ、これをどう反映させるのかという部分でかなり悩んだのは悩んだんですけれども。

司会者：従前の経緯等がありますよね。本当に被告人の責任にして良いのか、それとももうちょっとそういう経緯があるんだったら、ややしょうがない面があるのではないかというようなところも悩まれたかなとこの事案を見て思ってたんですけれどもいかがですか。

裁判員経験者2：確かに、被害者側の立場に立っての意見であったりとか、被告側に立っての意見であったりいろいろ悩んだりはしました。

司会者：量刑の決め方のときに、大体こんな事件では大体こんな感じになりますっていうものがどの事件でも出てきたと思うんですけれども、それを参考にしているのは、特には抵抗はないという感じですか。

裁判員経験者2：過去の事件の、こういう似たような事件があって、判例のデータを見せてもらったんですけども、判断材料としてはとても参考になったのを覚えてます。

司会者：ほかの皆さんもデータを見ていただいたと思うんですけれども、あったほうがいいということですかね。7番の方はいかがですか。

裁判員経験者7：類似案件で過去の量刑が提示されて、それが判断材料になったことは確かだと思います。量刑決めるので一番難しいなと思ったのは、情状をどう

いう形で酌量するのか、そこが本人がどこまで反省してて、どこまで今後改しゅんの情があらわれているのか、どう反映させられるのか、その辺の判断がちょっと難しかったと思っています。

司会者：将来のことですからね、本当にそうなるのかどうかっていうことの判断はとても難しいというのはおっしゃるとおりだと思います。

何か書面の証拠の見せ方とか、あるいは量とかそのあたりで何かお気づきになった方はいらっしゃいますかね。

裁判員経験者 3：弁護人の方を批判するわけではないんですが、書類をいただいたのですが、その直後にこのことについてお話があるのかなと思ったら全くその日の裁判で話がなくて、これ何のために今日もらったんだろうっていう書類がありました。本当に必要な物だったのかなっていうのがいまだに疑問です。その場面に適材の資料をきっちり渡していただきたいというのが意見です。

司会者：弁護人の資料のところは少し出たんですけど、検察官の資料についてはどんな御印象ですかね。必要十分だったのか、あるいはちょっとこのあたりもあったほうがよかったなとかいうような、もし何か御感想等がありましたらお願いします。

裁判員経験者 1：検察官から出た証拠が結構ありまして、非常に分かりやすくはなってるんですけども、恐らく写真とかはショック受けるということもあって、具体的な写真はありませんでした。イラストで書いてあるんですけど、イラストで書くとちょっとやんわりし過ぎて、残虐性っていうの分かるんですけども、ぼやけた写真を1つぐらい入れてくれるとさらにいろいろ分かるかなというのがあります。

あとは時系列を踏んで質問をしていただくと非常に分かりやすかったかなとは思いますがね。

司会者：刺激的な写真の話も出ましたが、そのあたりは何か弁護人とか検察官、あ

るいは裁判官から質問することは特にございませぬか。

渡部検察官：今、ぼやけた写真1つぐらいというふうなことをちょっとおっしゃったんですが、具体的に言うと、なかなかそういうあたりはちょっと難しいところがあるので、例えば残虐性なら残虐性ということをつかむためとかそういうために、どんな写真とか、あるいは映像とかビジュアルがあったほうがよかったのかという点を、もしお聞かせいただけるならありがたいなと思います。

裁判員経験者1：衝撃的なリアルな写真を見たら、頭の中に他のことが入らなくなったりですね、ということもあるかもしれませんし。それは、いろいろ賛否があると思いますので、何とも私のほうは言えないですけども。大体の現場は、こんな感じでしたよというのがあれば分かりやすいです。

司会者：殺人事件を担当された方が複数いらっしゃるんですけども、そのあたり何かお考えとかありますか。

裁判員経験者2：殺人事件ということで、事件現場については、実際の写真を見せていただいた状態ですね。亡くなられた方の御遺体に関しては、白塗りのイラストです。実際にそこをどうされたのかについてもイラストで描かれていました。それに関してイラストだけを見たい、実際の凄惨な現場を見たくないという方もおられると思うんですよ。現場の完全な写真は見せられないかもしれないですけども、希望された方に限って、ある程度、モザイクやぼやけた写真を提出してもらい見るとするのは、可能になりませぬか。

柴山裁判官：裁判員等によって見たり、見なかったりというのは、無理ですね。証拠として出してもらって、それをみんなで見て判断をするというのが裁判ということになりますから、みんな同じものを見て判断をするということになるかと思っています。

確かに、私たちが量刑なり事実関係を判断する上で、何が必要かということは弁護人、検察官でも裁判所でも検討した上で、これがあれば判断できるだろうと

いうというふうな感じを出してもらっていると思いますので、もしそれで、足りないということであれば、また検討しなければいけないとは思いますが、量刑をする上で、どこまで必要なかということと、裁判員等の方々がどれだけ負担を感じるかということの相互の関係もありますので、そういったところで、いろいろ検討した上で、恐らく、今回はそこまで出さなくても白塗りのほうでいいかなとか、あるいは、イラストでいいかなというふうな形で判断されたものだと考えております。

司会者：同じものを見ていただくという前提ですので、なかなか難しいとは思いますが、今、裁判官が話したとおり、色んなことを考えながらやっているというのが実情かなというふうに私も思っております。

5 分かりやすい審理・評議の在り方③<論告・弁論>

司会者：最後に論告・弁論とあって、まとめの相互の主張がありましたよね。よく分かって、協議に役立ちましたか。そのあたり、御感想をお持ちの方はいらっしゃいましたら、是非お聞かせください。

裁判員経験者 6：検察官、あるいは弁護人の出された書面についての違和感とか、あるいは不備とか、そういうものは感じませんでした。

司会者：ほかの事件はいかがでしたでしょうか。8番の方は、どうですか。

裁判員経験者 8：裁判で検察官が求刑するところは衝撃でした。何年というふうに言われて、「やっぱりそれぐらい入らないといけないのか」と思ってしまいました。

司会者：求刑の前にいろいろ責任能力の話とかをされたと思うんですけども、いざ量刑の段になったときに、やっぱり求刑というのが気になったということでしょうか。

裁判員経験者 8：被告人は、年下でしたから、こんな子がこれぐらいの刑になるのかという衝撃を受けたのを覚えています。

司会者：ほかに何か，1番の方の事件では，19ページもある書面が出てきたようですが，どういうふうに感じられましたか。

裁判員経験者1：長さ自体は問題ありませんでしたし，弁護人側の主張も理解できました。

6 裁判員裁判により多くの方が参加しやすくするための方策

司会者：ありがとうございます。色んな貴重な御意見を審理・意義について伺ったんですけれども，最後に裁判員裁判により多くの方が参加しやすくするための方策を，お尋ねしたいと思います。

裁判員経験者6：一つはですね，先ほど申し上げたように，私は70歳を超えて辞退できる対象なんですけど，ちょっと興味がありましたので辞退をしなかった。年齢というのは，一くくりにできない面があるんですね。60歳の人でも，かなり体力的に弱っていらっしゃる方もいらっしゃるし，80歳でもしっかりした人がいる。

一つの目安として，70歳というのは，法律的に決まっていることなんですけど，ただその法律を「75歳以上に変えたらどうかな」というのが一つの提案です。

70歳以上は辞退だと書いてあるとほとんどの人が辞退すると思うんです。ただ私が経験したことでいいますと，引退して10年以上たちますけれど，今回最も頭を使いました。これは非常に貴重な経験だと思います。それと裁判員の理念に書いてますけれども，国民の意見を反映するということを考えると，こういう年寄りの経験も生かせるんじゃないかなと思います。これは至難のわざかもしれませんが，75歳以上辞退ということを考えられたらどうかなと思っています。

それから，先ほど4番の方が，学校での体験を話しされていましたが，私が裁判員の業務が終わってから，図書館にいったら，裁判員に関するビデオを借りました。最高裁が出されているもので，一つは，俳優が裁判長になっているド

ラマ仕立てのもの。もう一つは、裁判員とは何ぞやという内容だったと思います。こういういい素材がありますので、やっておられるとは思いますが、今後、積極的に小学校や中学校とかで、その2本を見せるということをして是非していただきたいなと思います。これをやることによって、先ほど申し上げたように、裁判に子供のほうから興味を持ってもらう。それと犯罪の抑止力になるんじゃないかなということをおもいました。

それと私のように引退している人間はいいんですけども、勤め人の方は大変だと思いませんか。3回か4回出向くことで済むものであればいいんですけども、私と3番の方が携わったものは、延べ一か月間かかっているわけです。出てきたのが14日ですけども、週に3日ないし4日来てる。これは会社員にとっても大変なことだと思いました。仕事をしている方にとっては。そういうことからすると、企業の理解を得るかという努力を益々していただきたい。企業の努力がないと、やはり大手を振って裁判員になれないと思います。だから大企業は、比較的できているでしょうけれども、中小企業の経営者の方にも、それを理解してもらおうという努力を裁判所としてされるべきじゃないかなと思っています。それともっとマスコミに取り上げてもらったらどうかなと思います。

ひと月ほど前に、NHKの番組で取り上げられていて、なかなかよくまとめられたと思います。大体いい意見と反対意見と両方出ていました。大体2分の1の感じを出されていたように思います。これは、私の拙い経験からすると裁判員になられた方は、恐らく8割から9割よかったと思われるような気がします。そういう事実をですね、今後、新聞、あるいはテレビにどんどん取り上げてもらえるような努力をすべきじゃないかなというふうに思いました。

司会者：どうもありがとうございました。貴重な御意見を参考にさせていただきたいと思います。ほかにお勤めの方とかで、こういうふうにしてもらったら、出やすいんだというところはありませんかね。

裁判員経験者 4：自分のところの職場でも高齢者で参加したいという人が数名いました。ですから、その辺100歳時代といいますからそういった年齢をある程度上げてもいいんじゃないかという意見がちょっと出てきましたね。あと、制度に理解のあるところはいいけれども、例えば小さな企業ですね、企業で10日も休んだら、なかなかいい顔をしないということを聞いています、そのあたりなんとかできないかと思うことがあります。

司会者：どうもありがとうございます。2番の方どうぞ。

裁判員経験者 2：6番の方とおおむね意見が一致しているんですが、今の裁判員に対してのイメージというのが、何となくとか、面倒くさい、とか気分が重く感じるというのが、結構あると思うんです。そういうのを払拭するのであれば、模擬裁判員裁判などをやったりとか、裁判所での体験とかという機会を増やすことで、小・中・高・大学などで経験を積んでもらうことで、実際にこの裁判が裁判員として選ばれたときのイメージというのを緩和することにつながるんじゃないかなと思います。それを続けていくことで、若い人が年を召されていったとしても、そういう経験があるから、参加しようとなって、参加したい人のパーセンテージが増えてくるような気がするんです。

司会者：お勤めの関係は、こんな、例えば1週間に5日で終わるなら、5日間で全部やってほしいというか、もう少しゆったり、間に休みを入れてやってもらったほうが会社にお勤めの方とかだと参加しやすいのかという、そのあたりはどんな感じですかね。

裁判員経験者 1：私は小さな会社の経営者なんですけれども、日中は携帯電話を全部シャットアウトして、夕方に全部、着信があったところに電話をするという日々をずっと、繰り返して行って、何とかクリアできました。

同じ裁判員の方ですけれども、有給休暇を取得して来ていますという方がいらっしました。主婦の方とかですと、子供さんがいらっしやる方は、例えば、

おばあちゃんとかおじいちゃんに預けて来られているというのでも聞いたことがあります。長期にわたって何百日とかかかるものもありますが、私の場合は2週間ぐらいあったんですけども、限界かなと。これ以上続いたら多分、仕事にならないなということはありませんでした。休みが取られる方はまだしも、2週間ぐらいが一番の目安じゃないかなと思います。

裁判員経験者 8：私も2週間ぐらいが限界かなと思いますね。長期的にやるんじゃなくて、詰めてやってほしい。そのほうが休みやすいと思いますね。

司会者：間に休みがあるよりは、5日間詰めてやって、全体的な負担が短くなるほうが良いという意見ですか。

裁判員経験者 8：はい。そうですね。

司会者：ほかの方は、特に参加の関係では、御意見等がございますか。

裁判員経験者 3：私は、年齢的にいっても、後もう一回ぐらいとか、2回ぐらいとか、参加できるのであればやってみたいです。もう一回ぐらい経験としてやってみたいとおっしゃる方の当選確率を上げてもいいんじゃないかと思います。みんながみんな経験者は、だめだと思うんですけども、初めての方の中に一人か二人、経験者の方を入れてもいいんじゃないかなと思います。

7 質疑応答

司会者：最後に記者の方からの質問の時間をもうけていますので、もし何か御質問のある方は、是非質問なさっていただければと思います。よろしくお願ひします。

記者：本日はありがとうございました。記者クラブを代表して、裁判員の方に質問させていただこうと思います。

これまでの話の中で、裁判員より参加しやすい制度、あり方という部分について議論していただきましたけれど、今年で制度施行10年を迎えるにあたって、もう少し、抜本的にここはこうすべきとか、対象事件を見直すべきとか、例えば

重大事件に限らず、もう少し身近な、事件についても対象に加えたりとかですね。そのあたり、制度全体に対する何か、御提言というのがありましたら、御意見いただければと思います。

裁判員経験者 8：裁判員で扱う事件という幅について、余り理解していないんですけども。裁判員制度というのをもっと参加しやすくするためには、ほかの方も発言したように、会社を休める状況をつくれるのが一番かなと思います。その中で、会社のほうにも支援をするという形を取るのが一番効くんじゃないかと思います。

裁判員経験者 2：要は事件の扱う幅を広げたらどうかということですね。簡単な裁判とか、もっと重大な裁判とか。

記者：今、おおむね重大な裁判が多いのですが、中には少年事件もたまに逆送でくる場合もあります。

裁判員経験者 2：今これから参加をしてもらおうと思っている中で、自分が簡単な裁判だったらいいんですけども、幅を広げることで、重いほうの判断をしなければならない事件に関わることがあれば、それは逆に裁判員の精神的な負担なのかなというのは、思うところはあります。

司会者：それでは、今日は長時間にわたって、御意見・御感想をお伺いできて、本当にありがたく思っております。なかなか厳しい意見もありましたけれども、今日の御意見で褒めていただいたところは、さらに伸ばそうと思いますし、お叱りを受けたところは、さらに修正して、よりよい裁判員裁判を目指して法曹三者で頑張っていきたいというふうに思っております。本当に色んな材料をいただけて大変感謝しております。今日はお忙しいところ、時間をとっていただいてどうもありがとうございました。